市民税・県民税・森林環境税　納税通知書の見方

この通知書は再交付できません。
所得金額等を証明する必要がある場合は、「所得証明書」を申請してください。

【年税額】納めていただく市民税・県民税・森林環境税の総額です。
【給与特徴税額】給与天引きで納めていただく税額です。
【年金特徴税額】年金天引きで納めていただく税額です。
【差引普通徴収税額】納付書または口座振替で納めていただく税額です。

【通知書番号】
お問い合わせの際は、この番号をお伝えください。

納付方法が口座振替の方は、振替口座が記載されています。

普通徴収の納期限とそれまでに納めていただく税額です。口座振替の方は、記載されている税額が納期限の日に引き落とされます。

	年　税　額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

※「充当又は委託納付額」がある場合、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限						

通知書番号	
金融機関名（支店名）	
口座番号（口座名義人）	振替方法

【仮特別徴収税額】
年金天引きが継続する方は、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の６分の１に相当する額を翌年度４・６・８月に徴収させていただきます。

年金天引きで納めていただく方は、年金特徴税額－仮徴収税額の残額が10月・12月・翌年２月の３回に分けて徴収されます。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額				

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額				

【新たに年金特別徴収の対象になった方】
公的年金からの特別徴収（天引き）が開始される年度は、公的年金等の所得に係る年税額の２分の１に相当する額を普通徴収（第１期・第２期）の方法で納めていただき、残りの税額を10月・12月・２月に支給される公的年金から徴収させていただきます。

【所得金額等】
市民税・県民税の算定となるのは所得金額です。給与と公的年金等は、定められた計算方法に基づいて収入金額から所得金額を算出しています。

該当する場合は「有」または人数が記載されています。

【所得控除額】
所得金額から差し引く金額です。

【算出税額】
課税標準額に税率を乗じて、市民税額と県民税額の所得割額を算出します。
また、配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除を表示します。

▼所得金額等

給与収入	
公的年金等収入	
合計所得金額	
繰越損失額	
総所得金額等	

▼所得控除額

控除合計	

▼扶養親族該当区分

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦		勤労学生

▼本人該当区分

▼算出税額

税額控除前所得割		
所得割額		
均等割額		
森林環境税額		
減免額・免除額		
年税額（住民税及び森林環境税の額）		
給与・公的年金等からの特別徴収税額		
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）		
控除不足額		
（うち還付額）		

▼課税標準額

【課税標準額】
所得金額から所得控除金額を差し引いた金額です。（1000円未満切り捨て）

【年税額】（市民税・県民税・森林環境税の合計）
税額控除前所得割額－税額控除額＋均等割額＋森林環境税額－減免額・免除額
（100円未満切り捨て）

【控除不足額】
所得割額から控除できなかった配当割額または株式等譲渡所得割がある場合に記載しています。